



なんでもご相談ください

毎月第2・4水曜日  
午後4時～8時

法務・会計無料相談会 開催

(専門家を招いています・要予約)

これまで  
これから  
岡高志

## 安倍政権がめざす憲法改正について岡高志の見解を述べます。

今年7月の参院選挙での大きな争点は、憲法改正。私は、安倍総理のもつ憲法観に強い懸念を覚えます。自民党の憲法改正草案は、**国民の義務を増やし、権利を制限**しているからです。**権力者の暴走をおさえるための憲法**という立憲主義の大原則が覆されようとしている。だからこそ、安倍総理主導の憲法改正に歯止めをかけたいです。

**12条** 国民の権利・自由  
【現憲法】  
「公共の福祉のために  
これを利用する責任を負ふ」



【自民党案】  
「公益及び公の秩序に  
反してはならない」

国民の権利制限が明確に

**21条** 表現の自由  
【現憲法】  
「一切の表現の自由は、  
これを保障する。」



【自民党案】  
「公益及び公の秩序を害す  
(略)活動(略)は、  
認められない」

表現の自由でさえ制限

**99条** 憲法遵守義務  
【現憲法】  
「天皇(略)その他の公務員は、  
この憲法を尊重し  
擁護する義務を負ふ。」



【自民党案】  
憲法擁護義務の対象から  
天皇を削除。  
国民へ憲法尊重を義務づ  
け。天皇は憲法から自由に

権力者の暴走を  
おさえるための憲法が  
国民の権利を制限？

マスコミの報道の自由も  
さらに制限される？

国民は憲法で  
守られる立場から  
守らせられる立場？

# 岡 高志の考える憲法

区議会議員である岡高志が、どうして国の憲法のことをこんなに語るのか。

それは、自民党の憲法改正案があまりにも国民の自由・権利を後退させるものだからです。

**そもそも憲法は誰が何のために作るものでしょうか。**

日本国憲法を作るのは、「日本国民」。これは、民主国家では当然のことですね。

権力者の暴走をおさえるため、憲法を制定しています。

近代国家の憲法は、基本的にこのような考え方に基づいて作られており、“民主国家の大前提”です。

現憲法の前文には「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。(略)この憲法はかかる原理に基くものである。」とあります。

**国民あってのわが国。**

**国民の代表は憲法にもとづいて国民のために政治をおこないます。**

一方で自民党案の前文。「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。」

**伝統と国家を子孫に継承するために?!**

安倍総理は、「憲法について、(略)国家権力を縛るものだという考え方はありますが、(略)それはかつて王権が絶対権力を持っていた時代の主流的な考え方であって、今まさに憲法というのは、日本という国の形、そして理想と未来を語るものではないか。」と述べました。

そんな安倍総理が主導する憲法改正に対して、私は、国民の一人として、地方自治を担う一員として、違和感と懸念を強く感じています。



# 個人が大切にされない!?

現憲法13条では、

「すべて国民は、**個人**として尊重される」

一方で自民党案では

「すべて国民は、**人**として尊重される」

どうしてわざわざ「個」を取るのでしょうか。

**生き物としての「人」としてだけではなく、一人ひとりの「個」が持つ、特性、考え方、思い、など**

それらが尊重されることで、初めて自由で民主的な社会が作られるのです。

ちなみに、民主党が掲げる理念は、

**「一人ひとりを大切にする社会へ」**です。

## ◆編集後記◆

いつもは大田区政の課題をお伝えする岡高志レポート、今回は憲法をテーマにいたしました。

自民党・安倍政権が主張している憲法改正の問題点をみなさまに共有し、選挙の判断材料にさせていただきたいです。

大田区議会では、平成28年度予算審議の真最中。詳細は次回にゆずりますが、大田区の平成28年度事業の目玉のひとつは、区政70周年記念事業。

平成29年3月15日が大森区と蒲田区が合併して大田区が発足してから70年の記念日で、そこに向けて、各種記念イベントが開催されます。

じつは、私 岡高志の誕生日も 3月15日

大田区への強い縁を感じます。大田区のこれからのためますます頑張ります!!

最後まで、お読みいただきまして誠に有り難うございます。

岡 高志

## 岡 高志 (おか たかし) プロフィール

- 2011年より大田区議会議員 (民主党)
- 都市環境委員会 理事
- スポーツ・観光特別委員会 理事
- 1976年 (昭和51年) 3月生まれ 40歳
- 1999年 東京大学法学部卒業
- 信託銀行と投資会社に勤務
- 行政書士 社会福祉士
- 妻・子3人の 5人家族